

2020年11月18日

丸紅米国会社ワシントン事務所長
峰尾 洋一
mineo-y@marubeni.com**USMCA と Foreign Trade Zone****I. 第116議会の積み残し****重要法案が並ぶ中で議論となっている USMCA 修正法案**

第116議会も残り3週間前後となったが、本稿では現時点での積み残し法案の一つである、USMCA修正法案（USMCA Technical Corrections Bill）を取り上げる。2021財務年度の歳出権限法案・コロナウィルス対策の救済及び景気拡大法・国防授権法案などの重要法案が並ぶ中で、この修正法案の成立如何は予断を許さないが、米通商代表部のライトハイザー代表は引き続き成立を働きかける動きをしている。既存の法律の技術的な修正なので、通常は然程の議論を呼ばずに成立する類のものではあるが、本法案の一部の内容については、これを推進する側と反対する側が存在しており、特に修正に反対する側は議員への働きかけを強めている。本稿では議論の対象となる事項の中で特にアメリカのForeign Trade Zoneに焦点を当てる。

FTZとNAFTAやUSMCAの共存で発生する競合状態

次章で詳細を述べるが、アメリカのForeign Trade Zone（以降FTZ）は一般で言う自由港（Free Trade Zone等）の一形態に相当する。ゾーン指定された場所は、所在国の関税区域から外れていると看做される為、海外から持ち込まれた物品は、持ち込まれた時点では輸入関税を賦課されない。FTZに持ち込まれた物品、あるいはその物品を原料として生産された最終製品が米国内で販売される場合、詰まり、FTZ（アメリカの関税区域外）からアメリカの関税区域内に輸出（アメリカから見れば輸入）された場合に、その時点で米国輸入関税が賦課されることになる。またFTZからそのまま米国外に輸出される場合には、米国輸入関税は賦課されないこととなる。

米国内の、但しアメリカの関税区域に入らないFTZからアメリカに「輸出」される製品と、近隣のメキシコやカナダからアメリカに「輸出」される同種の製品とは競合関係にある。ここにNAFTAやUSMCAの様な自由貿易協定が成立すると、この競合に関税の要素が加わることになる。

NAFTA施行法のFTZプログラムへの影響

NAFTA施行法（NAFTA Implementation Act）には、FTZから米国への輸出に関する原産品認定について、制限的な規定が含まれてい

た。今年成立した USMCA 施行法（USMCA Implementation Act）にて該当する条項は削除されることとなったが、前述の USMCA 修正法案で、この復活が目論まれており、これに反対する声が上がるのこととなった。

以下、FTZ の説明（第 2 章）NAFTA/USMCA 各々の施行法の条項が FTZ に及ぼす影響とそれを巡る動き（第 3 章）について解説する。

II. アメリカの Foreign Trade Zone について

大恐慌時代から続く FTZ のプログラム

アメリカの FTZ プログラムは、大恐慌の混乱が続く中で制定された Foreign Trade Zone Act of 1934 の発効を以て嚆矢とされる。これは、大恐慌前に施行されたスムート・ホーリー関税法（最高税率 53%）の影響を緩和し貿易を促進することを目的としていた。

当初禁止されていた¹、FTZ 内での製造業が解禁され（1955 年）、更に指定ゾーン外の個別企業のサイトもサブ・ゾーンとして同等の関税繰延・免除を受けられる様になったことを受けて、このプログラムは成長する。更に国際競争の激化で米企業がコスト削減を志向したことや、技術の進化がクロスボーダーのサプライチェーン容易にしたこと、これを後押しする要因となった。

FTZ に持ち込んだ物品を、後にアメリカ国内に持ち込めば（FTZ からアメリカへの輸出）そこで関税が発生するが、その場合でも以下の様なメリットが認められる。

- FTZ 持込時に課税されない為、関税の支払を繰り延べできる。
- 最終產品より原料・部品への輸入関税が高い場合（逆転関税：inverted tariff）、原料・部品を FTZ にて一旦受け取り（非課税）、最終產品にしてから米国内に持ち込む（課税）ことで、低減された最終產品への関税率適用が可能となる。（原油⇒一部の石油化学製品など）
- 不良品や運搬中に破損された物品について、FTZ 内で破棄すれば、その分だけは関税が賦課されない。
- 州や地方の従価税が発生しない。
- 通関手数料をまとめて支払えることでのコスト削減。

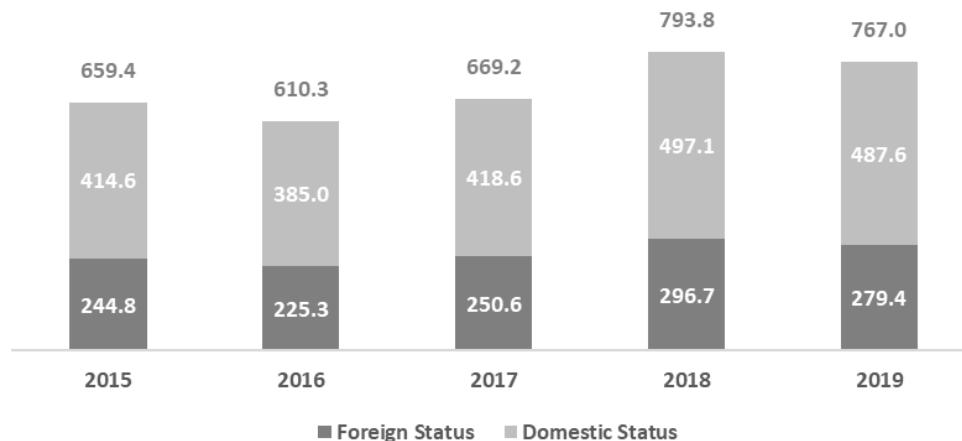
関税免除以外にも様々な メリットが存在する FTZ

今日、アメリカの全ての州（+ プエルトリコ）あわせて 193 か所の FTZ（Active FTZs）が存在している。取扱高の 7,670 億ドル（2019 年）の 6 割は製造、残りが倉庫・配送に係るものとなる。また FTZ

¹ 輸入品との競争を恐れる企業の意向を受けて禁止されていた。

に持ち込まれる物品の内、国内起源、あるいは輸入だが既に関税を支払ったもの（国内区分: Domestic Status）のものが6割以上を占める。（下グラフ）

FTZ取扱高/原産地区別 [単位: 十億ドル]

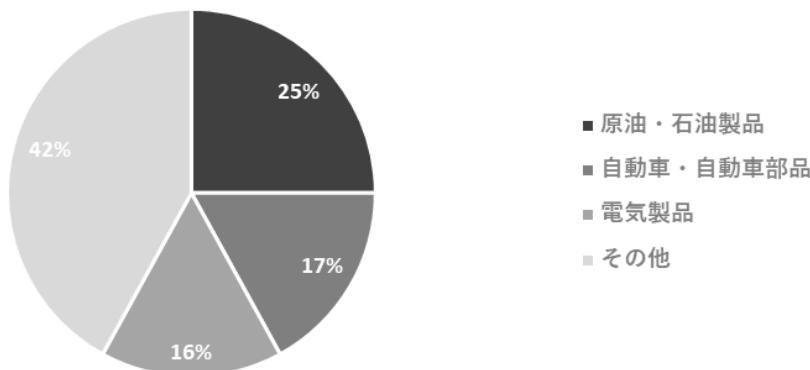


(出所 : Foreign-Trade Zones Board Annual Report)

一番額がまとまっているのが石油製品。だが近年輸入額は減少。

上のグラフの非国内区分（: Foreign Status）、即ち関税未払の輸入部分に就いて、製品別に区分したのが以下のグラフである。原油・石油製品が最大の割合ではあるが、直近2011年をピークに大きく減少している。これは米国内での生産量の増加に加えて、NAFTAに拠り非課税の恩恵を受けるカナダからの輸入が、関税対象となるOPEC諸国からの輸入を置き換えていることが影響していると考えられる。

Foreign Status中の製品区分



(出所 : Foreign-Trade Zones Board Annual Report)

III. NAFTA / USMCA 施行法と Foreign Trade Zoneとの関係

**NAFTA 施行法による
FTZ のアメリカ向け輸
出・原産品認定の制限**

NAFTA の関税免除条件の一つである原産地規制の中に、一部の非原産材料²を使用して生産される產品について、加工・製造過程で関税番号変更基準³を満たす場合、その最終產品の製造が行われた輸出国の原産品と認める規定が含まれていた。詰まり、カナダ・メキシコ以外原産の原材料を使用し、この両国で生産された產品の、アメリカ向け輸出について、一定の条件を満たせば NAFTA の関税免除の対象となってきた。

これを反映して、アメリカの NAFTA 施行法は同様の原産地規制の規定を含んでいたが、同時に FTZ からアメリカへの輸出に関してはこの適用外としていた。即ち、FTZ で NAFTA 参加国（カナダ・メキシコ）以外の国からの輸入品（非原産材料）を用いて加工製造した最終產品をアメリカに輸出する場合、仮に関税番号変更基準を満たしたとしても、アメリカ原産品とは認定されず、アメリカへの輸出時に関税を賦課される仕組みになっていた。これと同じこと、非原産材料を用い・関税番号変更基準を満たしてメキシコやカナダ生産された最終產品は、NAFTA に従って、関税免除となる為、上に書いた NAFTA 施行法の条件は、FTZ で製造業を営む米企業に明らかに不利になっていた。

更に、NAFTA の枠組みからは外れるが、メキシコ・カナダ両国は日本や EU 等の国々との自由貿易協定により、多くの輸入品を免税としていたため、FTZ に於ける在米企業は更に税務面で不利な立場となっていた。

こうした問題の指摘を踏まえて、USMCA 施行法は、この FTZ のアメリカ向け輸出に関する原産品認定制限の規定を削除した形で成立した。FTZ の製造業者にとっては大きな改善となった訳だが、当然こうした動きに反対する者も存在する。

例えば、FTZ に輸入される物品の国内生産者や、FTZ 外の同業者がこれにあたる。彼らの反対の声を踏まえて、現政権（通商代表部のライトハイザー代表）は、USMCA 修正法案の中で NAFTA 施行法と同様の制限規定を定めようとしている。

**USMCA 施行法での修
正・修正に関する押し
引き**

² NAFTA 加盟国以外の国を原産とする材料

³ 非原産材料と最終產品との間に特定の関税分類番号の変更がある場合に、最終製品の製造が行われた国の原産品と認めるとする基準

この動きに対して FTZ 擁護派は警戒を強めており、州内に 30 箇所以上の FTZ を抱えるテキサス州のコーニン上院議員への働きかけを強めている。

冒頭で述べた通り、数多の重要な法案が残る中、会期終了までの限られた時間で USMCA 修正法案が可決されるかは不透明だ。だが、この修正法案の成立時期如何に関わらず、近隣諸国との自由貿易協定がもたらすこうした問題は注目に値しよう。FTZ はその地域の製造業の雇用を創出し輸出競争力を高める一方、国内の原料・部品業者の仕事を奪う側面もある。関税の免除は同時に税収の減少にもつながる。一説によればライトハイザー代表は関税免除の性格を持つ FTZ そのものへの反感を隠さないとも聞く。こうした産業界と行政の利害や思想の不一致、それによる政治的な動きが将来的な政策を動かすドライバになると考える。

以上/峰尾

本資料は公開情報に基づいて作成されていますが、丸紅米国会社ワシントン事務所（以下、当事務所）はその正確性、相当性、完全性を保証するものではありません。

本資料に従って決断した行為に起因する利害得失はその行為者自身に帰するもので、当事務所は何らの責任を負うものではありません。

本資料に掲載している内容は予告なしに変更することがあります。

本資料に掲載している個々の文章、写真、イラストなど（以下「情報」といいます）は、当事務所の著作物であり、日本の著作権法及びベルヌ条約などの国際条約により、著作権の保護を受けています。個人の私的使用および引用など、著作権法により認められている場合を除き、本資料に掲載している情報を、著作権者に無断で、複製、頒布、改変、翻訳、翻案、公衆送信、送信可能化などすることは著作権法違反となります。